

第十回 参議院地方行政委員会會議録第四十三号

(七三〇)

昭和二十六年五月二十五日(金曜日)午後一時五十三分開会

本日の会議に付した事件

- 地方公務員法の制定に伴う関係法律の整理に関する法律案(内閣提出)
- 道路運送法案に関する要望書の件
- 警察法の一部改正に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(岡本愛蔵君) これより地方行政委員会を開会いたします。

○小笠原三男君 教育委員会法の一部を削除する事項があつたように思ふのですが、教育委員会の職権のうち、教員を以て組織する労働組合に関するものが削除になつてゐるようですが、大体はわかつておられますけれども、その理由について伺ひたい。

○政府委員(岡口隆克君) お答え申し上げます。只今のお話は教育委員会法の一部改正の中の第三条の中に、「第四十九条中第五号及び第七号を削り」という点の第七号、「教育その他教育関係職員の組織する労働組合に関すること」と。これが現行の教育委員会法の第四十九条第七号になつておりますが、これをこの際削るといふ案でございます。その趣旨をいたしますところは、第四十九条では御承知のように、「第四条に定める権限を行使するために、左に掲げる事務を行う。」、第四条に掲げる当然の教育委員会の権限に属する

事務であるとして労働組合に関することといふのを入れたのでございます。これは昭和二十五年法律百六十八号の改正法律によつて一部を改正して入つて来たわけでありまして、この趣旨は、当時地方公務員法がまだできておられなかつたわけでありまして、労働組合或いは職員団体、当時は職員団体といふこともなかつたわけでございますが、労働組合と折衝する相手方として、教育委員会が相手方になり得るや否やといふ点については、当然なり得るものではあるけれども、はつきりしないから念のために教育委員会法の中に、この事項を入れようといふことを入れてあつたわけでありまして、然るところ今回地方公務員法ができました、教育委員会が当局という立場に立つものであることが明らかにされたので、その関係から見ればこの点はわざわざここに書いておかななくても、取つてもよろしい。地方公務員法によつて当局がはつきりわかつて来ましたので、ここにこれを置いて置く必要がないから、それを取つておこうという趣旨でございます。条文整理上の問題であります。それから第五号の「教育公務員特例法の規定に基づき、校長及び教員の任免その他の人事に関すること」といふのが現行の教育委員会法にございまして、これをこの際、取るということになつております。それを取ります理由は、その次の第六号に「教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること」といふのがござ

います。この二つは殆んど同じものでありまして、五号がなくとも六号があれば、五号は当然六号の中に含まれておるべきことではございまして、それならばなぜ五号をわざわざここに抜き出してあつたかといふことになりまして、これは当時の事情を調べて見ますと、教育公務員特例法ができました際に、校長及び教員の任免その他の人事に関する事項は、教育委員会法第四十九条第六号で「教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関する事項」との中に当然含まれるのであるけれども、この際明らかにしておこうというわけで、注意を引くと思つたか、強調すると思つたか、さういふ意味で抜き出してここに書いたわけでございますが、今日これはやこの点については特に注意を喚起する必要もないので、この際条文上、又形式上これを取つておろすこととさせていただきます。

○小笠原三男君 それで一通りわかりましたが、この際、私たち地方公務員法を審査した建前から、この関係法律の修正、改正に伴う法律案に附帯しまして、少し文部当局にお尋ねしておきたいと思ふ点があるのですが、委員長は御承知のように、地方公務員法は一貫してできたけれども、そのうち教育職員の特殊な性格と申しますか、に鑑みて、教育公務員特例法によつてそれらの特例規定を設けるといふことであつたのですが、これは御承知のように国家公務員法の特例として現行

法があつて、地方公務員である教育職員にも適用になつておつたのが、参議院先議で、一部改正法が出ておつて、これが未だ確定しない。こういう段階であるのですが、これが確定しておらなかつたところから起つて来る法制上の不備、不都合といふ点は如何なる点があるか、列挙して頂きたい。それから、仮に廃案となるというやうなことがなつた場合に、どういふ不都合が起つて来るのであるか、念のために伺つておきたい。

○政府委員(岡口隆克君) 若し教育公務員特例法の一部改正案が廃案になるとなつたならば、どういふ支障が起るかといふお尋ねについて先に申し上げます。第一には原則的な問題であります。教育公務員法が地方公務員法の特例であるといふことを明らかにすることができない。それが原則的な意味で最も支障の大きい点だと思います。その次に、給与とか勤務時間その他の勤務条件、これにつきまして都道府県が市町村立の学校の職員の給与を負擔しておりますが、その負担しておる市町村立の学校の先生がたの給与や勤務時間や、勤務条件を市町村の条例で定めるということになつてしまふから、そうしますと都道府県のほうでは自分が金を支出してゐながら、自分の知らない俸給、自分の知らない勤務条件といふことになつて来まして、その間にいろいろの間違ひやら、不便や、困難、困つたことが起つて来るだらうと思ひます。それから分限や懲戒や、服

務に関しましても、これは設置者である地方公共団体が定めることになりまして、そうすると任命権者であるところの都道府県の教育委員会が、設置者である地方公共団体の条例によらなければ人事を運用することができないといふ人事管理上の不都合を生ずると思ひます。それから次に不利益処分に関する審査の請求のことでございますが、教育委員会を置かれていない市町村の設置する学校の職員に対する処分、これは都道府県の教育委員会が行います。ところがこれに對して、不利益処分の審査を請求する場合には、今度は市町村の人事委員会とか、公平委員会に請求することになります。次に職員団体の件でございますが、市町村立の小学校、中学校、盲学校、聾聾学校等の多くの先生がたの教職員の給与は都道府県が現在負担しておるのであります。が、地方公務員法そのまゝですと、市町村ごとには交渉能力を有する職員団体を結成するだけであつて、その府県と交渉するといふことができなくなりまして、その点では非常に困つたことが起ると思ひます。それから大学管理機関の行われる事前審査の制度について改正を行おうとしておるのであります。その改正もできなくなりまして、従つて現在起つておるやうな困難が大学に引續いて起つて来るという点が困ると思ひます。なお任用の点につきましては、特例法のほうでは任用については選考によらうといふ考えでございますが、若し特例法が通らなければ

地方公共団体に勤務する教育公務員は競争試験を受けなければならなくなつて来て、これは先生に對しては適當でない方法だろと思われまゝ。なお教育長につきましても条件付任用とか、臨時的任用制度というふうなものがつくりそのまゝ適用されることになりまゝです。これはやはり教育長に對しては適當でないというふうな思われまゝ。それから先般社会教育法を改正して、社会教育主事というものを置きまして、その主事を特例法のほうでは、教育公務員として取扱おうとするわけでありまゝが、それができなくなつてしまひますし、その社会教育法の一部を改正する法律の施行もできないというふうになつて参ります。それに引續いて市町村立学校職員給与負担法の改正を必要とするところになると思ひます。

次に職階制の問題ですが、若し地方公務員法だけになりますと、教育公務員にも、人事委員会を置く地方公共団体に勤務する教育公務員の職階制が行われるというところになると思ひます。少し細かくなりましたけれども、若しさうな結果になりますと、總合して見て大変困つたことになるのじやないかと考へておられます。

○小笠原三三男君 それでは今お述べになつたことは、現在教育公務員特例法の改正法律案が審査中でありまゝから、現行の教育公務員特例法が実施されておるこの段階においては、今お述べになつた通りの不都合があるのでありまじやうか。それが不都合ではなくて、それが現に今最も不都合な点になつておる、法制上の建前から言つてどの程度に考へておられるか。

○政府委員(關口隆克君) 御承知の通りに地方公務員法は、実施については事柄について段階を置いて期間的にだんだん実施して行くようなことになつておりますから、ことによつてはまだ実施されてないこともございますので、さうな点については現在直接にどうこうという点は起つて来ないと思ひますが、併し現在地方公務員のほうで動いておつて、そうして特例法の改正法律案が施行されないために偏頗を生じておる部分、法律上偏頗を生じておると思はれる部分につきまして申し上げます、一番大きな問題は、先ほど申し上げましたうちの給与、勤務時間その他の勤務条件と申しますか、その点でございます。この点については条例で以て若し市町村がきめてしまつておればきめられるわけでありまゝ。併し法律が現在審議中でありまゝで、まだどこでもその点については差控えておいてになりますので、現実には支障を起してないというふうな何つておられます。

○小笠原三三男君 私の聞き違ひであつたら御容赦願ひますが、そういう経過的な段階にある現在、都道府県が条例をどしどし作つて行く、教員関係で……というところは又教員のさうな問題についての気持がはつきりしないときに、それは行き過ぎでないかと思はれる点があるのです。例えば人事委員会関係から当然類推されて来るような条例を作つておるわけなんです、が、こゝういふ点はどう考へておられますか。

○政府委員(關口隆克君) 最近府県の教育長の會議がございまして、その教育長の會議に私参りまして、各教育長

にかような問題で何か困つた事例が起つておるかどうかという点について聞いて貰ひました。と申しますのは、曾つてその前のときに、やはり同じような機会に若しそういうようなことが起るといけないから、教育委員会としては県当局のほうに、そのことについては当分格別のこともないよう連絡しておいてもらいたいというのを申ししておきました。併し現実に若しそういうようなことが起るといけませんで、それから、最近の機会に、私教育長全体から伺ひましたところ、さうなことは話合ひの上で起つておらない。五月の国会で地方公務員法の特例としての教育特例法が通ることを心待ちにして、それまでの間は格別のことではないで、行こうという話合ひが済んでおるから安心していい、こゝういふうに私は聞いたのであります。

○小笠原三三男君 そうすると現在ある都道府県の教育委員会は、いわゆる市町村が条例を作らないのが幸いなんであつて、そのお蔭でまあ従前の例によつておる、こゝういふと教育行政を行つておる、こゝういふとよろしい問題ですか。

○政府委員(關口隆克君) ちよつと言葉の中にその、まあぬくぬくだかどうだかわかりませんが、きまるまで自重して、現実に仕事をしておられることだと思つておられます。

○小笠原三三男君 そうすると、まあ理窟の上からいへば可能性としては、さうね、肚の痛まない市町村は、うちの村の校長以下の職員待遇改善をしてやろうというので、俸給別表その他をすね、条例で作つて助教諭などが一万五千元だとか、校長は三万円だとか、

条例で定める。そうなれば都道府県はその金額の給与をそれ／＼支給しなければならぬ、こゝういふ法制上の建前になるわけですか。

○政府委員(關口隆克君) 大変困難なことなんです、法律上は恐らくお話のようになつておると思ひますが、實際運営上はさうなことがないよう事前に打合せもしておられますし、その後も連絡をそれ／＼いたしておられますので、實際にはさうなことは起つておりませんし、又起らないように双方努められるだらうと思つております。

○小笠原三三男君 起らないように連絡しておるとか何とか言ひますけれども、さういふことは何も文部省のほうにも権限があるわけじやないし、市町村の公共団体、いわゆる地方自治に則つて、自主独立の条例を作られたら、それに都道府県は従わなければならぬ。こゝういふことだけは、法律上の建前からしておるということになると思ひますが、それからいふ／＼の問題を考へた場合に、如何に教育公務員特例法ができました、根本的にはこの地方公務員としての教職員の身分取扱については、職階中、終職直後以来混沌として来ておる教育関係の法律を整理する必要があるのじやないか、複雑多岐に亘るこゝういふやうなやり方を以てするならば、半面からいふと、責任の所在もはつきりせんというところになるのじやないかと思ひますが、こゝういふ点について文部省は現在どういふお考えを持つておられるか、お伺ひしたいのであります。それからいふ／＼連絡した、あなたは連絡したというところを言つておるのですが、今年の四月

四日附を以てあなたの名で都道府県教育委員会宛に通知が行つてゐる。私、追及するのでないから御心配なく……通知が出ておるのですが、その二項に、従前の労働組合の規定による切換措置については、地方公務員法附則第十三項より第十六項までの規定により、それ／＼遺漏なきを期せられたり、なお教育公務員特例法の一部改正案が成立するまでは、地方公務員法の規定によれば、市町村立学校の職員は、当該市町村の範囲においてのみしか職員団体を結成できないから、念のため申添えるという誠に懇切丁寧な、念を入れた通知が出ておる。そしてその前文としては、下記事項に留意されたく通知する。なお管下の教育委員会及び市町村にも通知徹底せられ御連絡願ひたいという通知が出ておる。これはどういふ意圖の下に通知をされたのか、この際、今や自由な団体になつたであらうところの教組等において非常問題に起つておるところなので、この際誤解を招く意味で御説明を願つておきたいのであります。と申しまゝすのは、条例等で更にその分については何とかはつきりするまでは、先にあなたがおつしやつたように、余り行き過ぎだ、これは市町村にはやつてもらいたくないという意味合ひが第一項で述べられておつて、第二項のほうだけは、さばりながら、この職員団体のほうだけは、もうこゝういふことになつておるのだから、しつかり言うて置くぞよ、遺漏なきを期せられたらいいのは、何か行政上都合の悪いほうは何とか待つて行つてくれ、それから団体を通分化して行くほうは、これは法律通りにやつてくれと言つたのじやないか

という誤解があるわけでありまして、私は明瞭なる閣下局長は、そういうイソチキな通牒を出すお方とはさういふ考えないので、一つこの際御説明を願つておきたい。而も地方自治庁からも通知が出ておるが、そつちのほうは飽くまで慎重に、民主主義の現段階をよく心得て、地方の自由、自主性というものを損なわれない、非常に丁寧な通知である。ところがこちらのほうは通知徹底せられ御連絡を願いたい、万道漏なきを期せられたというので、昔の文部省から地方の下級機関に対し、通知を出すのと同様なやり方のように印象付けられるのですから、この際伺つておきたい。

○政府委員(岡本愛祐君) それでは只今お話になりました二十六年四月四日附の都道府県教育委員会宛の調査普及局長名の通牒につきまして御答弁申し上げます。御承知のように、教育公務員特例法がまだ審議中、地方公務員法が実施されて、関係の条項が動き始めて参りましたので、各地からいろいろの相談が見えたときに、その辺の関係をいろいろ質問もされ、又会議の席、或いは手紙などでもその点を話つきりしてまいりたいというお申入れが、たくさんありまして、そこで今の通牒の前文のところに書いてありますように、地方公務員法施行に伴う教育公務員の身分取扱いについて地方公務員法の施行に伴い教育公務員特例法の一部を改正する法律案が第十国会に提案になり、すでに参議院においては一部修正の上可決され、現在衆議院文部委員会において審議中のところ、国会が五月まで休会となつたので当面の処理として下記事項に留意されたく御通知す

る。こういう意味でこの辺の事情を明らかにしようという趣旨でございます。そうしてその「記」の中には、教育公務員に直接問題となるものは、給与、勤務時間その他の勤務条件に関する事項について地方公務員法に基き新たに条例が定められる場合には、すでに都道府県又は市町村の条例の中に規定されていなかった学校の職員については引續いて除外しておくように措置してもらいたい、なお教育長についても同様の扱いをしてもらいたいということが言つてあります。

その次に御指摘になりました第二項というものは、従前の規定による労働組合の切替措置については、地方公務員法附則第十三項より第十六項までの規定によつてそれ／＼遺漏なきを期せられたいということで、格別どうこうというところでなく、全く事務的な事柄だと思つておりました。その次に、なお教育公務員特例法の一部改正案が成立するまでに、地方公務員法の規定によれば、市町村立学校の教員、或いは当該市町村の範囲においてしか職員団体を結成できないということになつております。これを念のために申添えるというところであります、これも地方公務員法そのものについて格別の解釈をするとか、それについての意見を申述べるとかいうことは勿論ないので、こういうことになつておるのだからというところをお知らせしました。ところがこの問題について、それで一応地方のほうは御了解になつたのですが、或いは誤解を起す向きがありはせんかというお話が出ました。自教組のほうのかたから御注意が出ましたので、それで教育長の会議の際に私参りまして、そ

ういうことの誤解からトラブルが起さるというのだけれども、そういうことは望ましくないのだけれども、現実トラブルが起つておるかどうかというところを質問したので、どなたも起つていないと言つたのです。併し私は繰返して、どうかトラブルを起さないようにしてもらいたいのですが、皆さんどうお思いになりますかというところをお伺いしましたところが、我々も同じ趣旨でありますからこの法律案の決定するまでは格段のことをすることなく待つてゐるつもりであるというお話でありましたので、それを確かめて私もまあ安心した次第であります。

○小笠原三男君 これ以上くどく申しませんが、よく問題を起すような文書が、よく／＼と出ますから、まあ本日はこの程度で了解しておきますけれども、少くとも私たちの委員会には、この地方公務員法に關係する職員或いは団体が多数に亘るのであるが、地方公務員法に關する限り、それから発生する諸問題についての指導連絡は地方自治庁がやられるというのを法律でも認めて、そして多種多様に亘る中央から地方へのいろいろな通牒のないように念を入れてこの法案の審査をしていただくわけでありまして、少くともそういう關係から申しまして、この職員団体というものは教育委員会自体の問題ではないのであつて、人事委員会その他の問題でありまして、これは独立した人事委員会等の問題でもあり、教員の団体といへどもその枠外ではないのでありますから、少くとも地方自治庁のほうで所管であるということであるならば、それらとの連絡、調整の上で是非一貫した指導をなされ

るといふことがこの今のように非常に混乱しておるときにおいてはなお必要ではないかと思ひますので、念のため私たちの委員会もこの趣旨とした点について文部省側においても十分了解しておいて頂きたいということを申添えまして、大変御迷惑をかけたが終ります。

○委員長(岡本愛祐君) はかに御質問ございませうか……ちよつと速記をとめて下さい。

(速記中止)

○委員長(岡本愛祐君) 速記を始め。ほかに御発言もございませうか……ですから、質疑は盡きたものと認めて御異議ございませうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(岡本愛祐君) 御異議ないと認めます。それではこれより討論に移ります。御意見のおありのかたはそれぞれ賛否を明らかにしてお述べを願います。

○小笠原三男君 意見ではありませんが、こういう技術的な關係法律の修正でありますから、会期半ばを過ぎても、の／＼出して来るというふうなことでなく、地方公務員法はとうの先にもう成立しておるのですから、早速こういうものを出すというふうになつて欲しいという気持ちを、希望を申し上げて賛成いたします。

○委員長(岡本愛祐君) はかに御意見もないようでありますから、討論は終局したものと認めて御異議ございませうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(岡本愛祐君) 御異議ないものと認めます。

地方公務員法の制定に伴う關係法の整理に關する法律案について採決をいたします。本法案を原案通り可決することに御賛成のかたの挙手を願います。

(総員挙手)

○委員長(岡本愛祐君) 全会一致でございます。よつて本案は原案通り可決されました。

なお本会議における委員長の口頭報告の内容は、本院規則第四百四条によつて、あらかじめ多数意見者の承認を経なければならぬことになつておりますが、これは委員長において本法案の内容、本委員会における質疑応答の要旨、討論の要旨及び表決の結果を報告することとして、御承認願うことに御異議ございませうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(岡本愛祐君) 御異議ないと認めます。

なお本院規則第七十二条によりまして、委員長が議院に提出する報告書につき、多数意見者の署名を附することになつておりますから、本案を可とされましたかたは、順次御署名を願います。

多数意見者署名

堀 末治	竹中 七郎
安井 謙	高橋進太郎
石川 清一	中田 吉雄
吉川末次郎	小笠原三男
相馬 助治	

○委員長(岡本愛祐君) 御署名漏れはございませうか……御署名漏れはないと認めます。

○委員長(岡本愛祐君) 次に御諮りをいたします。先日米道運輸送法案等につきまして、運輸委員会と連合委員会

を一回開きました。そのときに高橋委員からも御要望がございました。当地方行政委員会から要望書を出したらどうかということでもございまして、要望書の案を作りました。今武井専門員に朗読して頂きます。

四、旅客自動車運送事業に関する事務は市町村、貨物自動車運送事業に関する事務は都道府県の事務とする。

昭和二十六年五月二十五日

地方行政委員長 岡本愛祐

運輸委員長 植竹春彦

委員(岡本愛祐君) 御意見を……

道路運送法案において、主務大臣、陸運局長及び都道府県知事の権限とされている事項は、現行道路運送法とほぼ同様であつて、行政事務の再配分に関する地方行政調査委員會議の勧告は毫も顧みることがないように思われる。地方行政委員会は、行政事務の対象となる事業の地域性、道路行政、地方産業及び住民の利害等の関係並びに国と地方公共団体相互の事務の再配分の趣旨等の見地より、この際現在主務大臣の権限とされている事項を大幅に地方公共団体に移譲するのが適当と考える。よつて貴委員会におかれては、概ね次の諸点について、法案の修正その他適當の措置をとられるよう特段の御配慮を煩わしたい。

記

一、自動車運送事業については、二以上の都府県にわたるものを除き、その免許及び監督の権限を都道府県に移譲すること。
二、自動車道及び自動車事業の免許及び監督についても、二以上の都府県にわたるものを除き、都道府県に移譲すること。
三、自動車運送取扱事業の登録及び監督並びに自家用自動車の規制に関する事務は、都道府県の事務とする。

○委員(岡本愛祐君) この要望書を委員長に手交いたしますと共に、運輸委員会に出しましてこの要望を強く主張したい、こう存じております。ほかに……
○小笠原二三男君 私たち審査の権限

を持つておられない法案でありますので、運輸委員会に要望するという点は私よくわかるのであります。その要望する内容は、いわゆる修正意見なるものは、これはどこにおいても討論し、意見の一致を見たという具体的な修正意見ではないように私は思うのであります。それでこの修正意見が運輸委員会に対して要望として出されるという場合には私賛成であります。その内容を検討して我々の態度を一致せしめなければならぬと思つております。そこでそれも又異議ないものとしました場合に、我々賛成する限り、これは地方行政委員会の委員個人として賛成であるということではなくて、やはり我々賛成する限りにおいてはこれが通過に努力しなければならぬという問題になるのであります。修正意見とは言いながら、これはもう各党派に持ち帰る段になれば、これは修正案と何ら異ならないというぐらゐの態度を持たない限り、この要望は貫徹しないのじやないかと私は思つております。が、新米にして私は法律手続を知らないのであります。具体的にこの修正意見で運輸委員会に要望するということとをここで議決するということとは、内容も肯定し、この修正意見を実現するということになるでしょうか。現するといふことになりましょう。から、この点をつきり確認して一つ議決をお願い、いざとなつた場合に、私の会派のほうはちよつと御免をこうむるなどということにならんようにまでして、これはやつともわなければならぬ問題である、こう思つております。して慎重審議の必要ありということを私は申し上げたいのであります。

○委員(岡本愛祐君) ほかに御意見
○委員(岡本愛祐君) 次に警察法の一部を改正する法律案の審査をいたします。本審査でございます。質疑を願います。お諮りいたします。一、逐条審議をいたしたいと思つますが、御異議ございませんか。
〔異議なしと答へる者あり〕
〔異議なしと答へる者あり〕
○委員(岡本愛祐君) 一つ概括的な質問をお願いします。これはもう各党派に持ち帰る段になれば、これは修正案と何ら異ならないというぐらゐの態度を持たない限り、この要望は貫徹しないのじやないかと私は思つております。が、新米にして私は法律手続を知らないのであります。具体的にこの修正意見で運輸委員会に要望するということとをここで議決するということとは、内容も肯定し、この修正意見を実現するということになるでしょうか。現するといふことになりましょう。から、この点をつきり確認して一つ議決をお願い、いざとなつた場合に、私の会派のほうはちよつと御免をこうむるなどということにならんようにまでして、これはやつともわなければならぬ問題である、こう思つております。して慎重審議の必要ありということを私は申し上げたいのであります。

○委員(岡本愛祐君) 逐条で願つたらよろしいと思つますが……
○石川清一君 逐条に入る前に……、五月三日のリッヅウエイ声明によりまして、相当大幅な政令の改正が行われ、政令の諮問委員会が作られると聞いておりますが、すでに作られて審議されております。二、三日前の新聞では警察予備隊の欠員の七、八千人を八月頃に補充すると出ておりました。が、これは在郷軍人の少佐以下の解除、これらの人々も警察予備隊の募集の中にいれるお考え……。
○小笠原二三男君 それは議事進行でない。今の委員長の取扱について我々意見がある。
○中田吉雄君 議事進行なんです。が、もう少し一般的な質問をお許し願いたいと思つます。
○相馬助治君 中田委員の提案に賛成します。一つ附加したいと思つます。これは、しばしば私申し上げておることですが、警察制度の問題は国の性格に関する第一の問題であるといふことを言つておるので、警察予備隊の、直接のこれを担当する大臣と申しますか、それは内閣総理大臣である。こういうような意味合いも含めて、特に吉田内閣総理大臣が本委員会に出席なされて、そこで我々は概括的な質問を是非やる機会を持ちたいと思つておるのであります。従ひましてそういう意味合いも含めた今の中田委員の提案に賛成するものであります。
○委員(岡本愛祐君) 申上げますが、実は総括質問、一般質問を打切るという意味でなくして、一応各条の審議をいたしまして、それから又改めて一般質問、総括質問に入つたらどうか、こういうことに申上げたのであります。そのときに総理大臣に来てもらつたらどうか、こういうふうに思つておるのであります。
○相馬助治君 只今の委員長の御見解でございますが、今まで予備審査であつたために、率直に申し上げてこれは我々委員自身の反省でなければ、質問が前後したり、或いは基本的な問題に触れるかと思つと、一見して極めて具体的な……、率直に申し上げて法務總裁などは殆んど知らない、政府委員

を呼んで耳打ちをしてもらわなければ
答弁できないという問題、そういうもの
がチャンボンになつて今日まで委員
会が展開されて来たと思ふのでありま
す。従いまして今の委員長の御見解を
以て、この委員会を運んで行つて、果
して委員長はスムーズに本警察法が上
り得るという御自信が御ありであるか
どうか。あるとするならば勿論それも
結構であります。具体的なことに関し
本格的なことに触れ、それも結構であ
りますが、私はそういう自信を、私自身
は持ち得ない。従いまして是非ともこ
れはやはり差当りどういふふうに取扱
うかという具体的問題として、委員
長は申しておるのであります。委員
長の申してはわかりませんが、おつ
しやる意味はわかりますけれども、そ
ういふことを言われまして、納得行く
ように是非運ぶように取計られませう
と、私は委員長に協力する意味で申
上げておきます。

○委員長(岡本義晴君) 申上げます
が、実は今日午前法務委員会との連合
委員会が終了したあとで、委員長長理
事会を開きまして、そして今後の運
営について御相談をして、それからこ
の委員会に諮るつもりであつたのであ
ります。そのとき吉川委員が欠席であ
りましたから、それをきめるわけに行
かなかつたのであります。実はそうい
う手違いが生じておるのであります。
御了承願ひたいと思ひます。

○吉川末次郎君 議事運営について、
朝の理事會に所用がありまして欠席い
たしまして失礼であります。代りとい
う意味で代理にきめたわけではござ
いませぬが、小笠原さんに出てもら
いまして、いろいろお話があつたのであ
りますが、そういうことは又改めて御

報告を願ひたいと思ひますし、又理事
會と申しまして公式の議決権は持つ
ておらないのでありますから、この委
員会の御意向に従つてやはり議事を運
営して頂きたいと思ひます。相馬さん
がおつしやるように重大な法案なので
ありますから、ただ先ほど個人的に
お話しして大変失礼なことを申し上げたの
であります。厳正中立を標榜してい
らつしやる縁風会所属の、特に委員長
の職責からも、委員長が与党に与して
いるような感じを与えないように、極
めて公正な態度で一つやつて頂きたい
というのを思つておりますが、更に
そういう精神を御堅持願ひまして、そ
ういふ疑いを受けるような印象を受
けないように、一つ十分御考慮願ひた
いと思ふのであります。それで一般質
問がまだ残つてゐる人が大分あるよう
なのでありますから、どうぞこの際そ
れを抑止するといふような態度に委員
長がお出にならぬで、十分に一般質
問を展開して、審議を盡すことができ
るようにお取運びを願ひたいと思ひま
す。

なお資料をこの際は要求いたした
いと思ふのであります。昨日の公述
人の一人が申しましたように、国家警
察といふのは広き意味において国家地
方警察、並びに海上保安隊、及び警察
予備隊、並びに大橋法務総裁の管轄下
にある法務府の特審局が以前の特高に
似たような警察的な事務をやつておる
と思ひますので、特審局のことにつ
きまして、併せてやはり我々が警察法の
改正と併せて考慮して行く必要がある
と思ひますので、特審局に関するところ
の職制がどのようになつておるか、
組織がどのようになつておるか。又ど

ういふ仕事をやつておるのであるか。
又特審局の広義における警察事務のよ
うな仕事をやつておるところの人員
は、どれだけあるかといふことを十分
に了解することができましような資料
を、一つ委員長から出すようにお運
びを願ひたいと思ひます。

○委員長(岡本義晴君) 只今吉川委員
長から御要求のありました特審局に関
する資料、これは早速お出しを願ひま
す。

○小笠原三三男君 議事進行について
ですが、同僚委員の諸君がお話をし
ておつたのであります。少くともこ
ういふ意見が出ておるから、本日は
一般質問を認めて、そしてその後に関
かされる理事會等において今後の運営
について十分御相談願ひたい、どうのこ
うのといふことのないように余りの議
事運営上のことを、委員会自体の席上
で言ひ合つておるほうが逆に時間の空費
でありますから、一つそつと時間を
に圖つて頂きたいのですが、ただい
つと、遺憾に堪えない程度でもありま
せんけれども、受けまう感じは、この
前の地方税の場合も、或いは選挙法改
正の場合もそうでしたが、本審査とな
るといふと、いわゆる得たり賢いとい
うふうになつて逐次審査といふふうにお
つしやる嫌になつてしまつたわけであ
ります。私は慣例によつて岡本先生のそ
れを見るので、これは私の非常な誤解
であるといふ点は率直に認めるので
すが、先生はどうしても誠心誠意のかた
なものでありますから、一生懸命やつてど
んに進めたいといふ、それだけでもう
一ぱいにお考えのようでありますけれ
ども、それ／＼やはり各会派の事情も
あり、意見もあることなから、

何とか多数の意見を御聴取の上で円滑
にやつて行けるように一つ御盡力願
ひたいといふことで、本日は先ず理事會
の決定があるまで、一般質問を続行す
るという形でやつて、逐次審査と混淆
しないように一つお願いしたいと思
ひます。

○岩本哲夫君 一体この会期一ぱいに
日取を組んでどういふ審査状態を続け
て行くのか、その計画といふものは委
員長はできてるのか。これから理事
會に諮つて協議せんとするのか。会期
が二十八日で終末であります。或
いは必要によつて会期延長は考えられない
のか。然らばその程度はどの程度である
のか、こつとつたことを一応お諮りを
願ひます。御協議を願ひたい。

○委員長(岡本義晴君) 申上げます。
先ほど御出席の前にその点触れておつ
たのであります。実は今日午前中に
住民登録法案につきましまして、法務委員
會と連合委員会が済みましたあとで、
公報に掲げてありますように、委員長
と理事の打合せを開きまして、そして
日程について打合せするという手筈に
しておつたのであります。ところが、一理
事が御出席なかつたもんですから代理
のかたが出席されましたけれども、ま
とめることができなかったわけであり
ます。それで先ず一般質問にするか或
いは逐条に入るか今問題になつておるの
であります。そういう事情であります。

○岩本哲夫君 そこで私が重ねてお尋
ねするのは、二十八日の会期一ぱいに
本法案を仕上げるか、仕上げられんか
は別問題にしても、目標をどこに置
いておられるのか。日限をそれによつて
ですね、一般質問も或いはよいと思

ひますが、そうしますとあと二日しか
ないわけでありまして。そこで逐条なり
その他又総理大臣の出席も要望してお
る向きもあると思ふのですが、そつと
たもので又開議に醜態を演じて、夜中
に亘るようなことのないように、お
よそ計画を、成行きのでなくして、理事
會の招集がそつとつた場合でできな
かつたならば、この席上或いは休憩を
しても方針をお立て願つて、一般質問
なり、逐次審査について願つたほう
がよいと思ひます。

○吉川末次郎君 もう一度議事進行
について申上げたいと思ふのですが、こ
の前の委員会におきまして私から形式
上の動議の形は十分となつたと思
ひますが、併し實質的には一つの新
しい議事進行についての提案をいた
しました。それについての決定が明白に
されておられません。即ちこの法案は重
大な法案であるから実地調査の必要が
ある。又文書で他の委員及び私のほう
の党も添えまして、委員長の手許にも
同一の要求をいたしておるのであり
ますが、特にこの改正案の主眼点の一つ
でありますところの警察学校に在学
中の五千人の生徒といふものは、従来
の数の定員の除外例として、事実上増
員をするといふことになつておるので
あります。その警察学校の内容とい
うことについて、この際この改正案に
ついて関連してどうしても我々は詳
しく実地調査をする必要があるとい
ふこと、それからもう一つはこの案の重
要なる内容をなすもの一つであります
ところの町村警察の廃止を希望する
ところの町村は、人民投票によつてこ
れを廃止することができるといふ条項
に関連いたしまして、今日まで若十そ

ういう希望をこの委員会にも申出て、
るところの少数の町村があるのであ
りますが、それらの町村を实地に調査
いたしまして、そうして何が原因でそ
ういふ要求が起つておるのであるか。又
その要求を、本当に警察法の精神に基
いて、他の方面からそうした要求をば
なくしてしまつて、警察法の精神に沿
うようなやり市民……、居住民みず
からの手で警察を経営して行くとい
うところに、考え直すところの余地が
ないものであるかどうかというよう
なことにつきましては、今度の改正要
項の一つになつておるんであります、
これはどうしてもそこに行つてつぶ
さに実情を調査することの必要は、私
十分にあると思うのであります。で緑
風会では、岡本委員長のお話では今更
そんなことを調査する必要があるの
ではないかというような御議論が多
かつたということでありましたが、私
たちはむしろそれに対しては反対の
見解を持つておるものであります、
今までもそういうことは多少耳に
いたしておられませんか。併しながら、
そういう改正案が我々の眼前に出
てからはそのことを調査する。或
いは今まではそれほど重視しないで
それを開いておつたのは、我々の
立場からいたしまして心構えに
いたしまして非常に違つたのであ
りますから、どうしてでもそ
ういふことを調査しないで、
警察学校も内容ははつきりわ
からず、又そういう町村警察
廃止の原因が真にどこから来
ておるかというようないふこ
とについても、十分確信ある
ところの実情を知らないで結
論を出して、直ちにこれに
對する賛否を決定するとい
ふことは少くとも私はでき
ません。私

は岡本委員長と共に、この委員十五名の中では古顔であります。併し新しい今度の選挙で選出せられて出て来られましたところのこの新委員のかた等にもあります。古顔である私でもそういうことを実地検証をしないで、十分の結論を出すということに極めて忸怩たるものがあるのでありますから、新しい人はその心持は一層深いものがあるだろうと思ひます。でありますから我々の側においてもそういう議論が強い。新選出の委員の中にも強いのでありますから特にお願い申上げます。又私がこういうことを申上げておりますのは、何もこれを廃案にしてしまふとか、否決してしまふというので申しておるではありません。我々は立法府の議員として十分なる審議を盡して、自信あるところの結論を出したいところの、極めてまじめなる精神からで、決して他意はないのであります。そのことはさつきも申上げました通りでありますから、そのことにつきまして私の先ほどの話が、まあ大体そういう主張でもいたしますときには、あのような形式で相談してきまることが多いから、従来の慣例的な形式をとつて私は申上げたわけでありますが、そういう御反対論がありましたならば、ここですの問題につきまして先ずその討議をいたしまして、そうしておきめを願ひたいと、改めてここにそういう動議を提出いたします。

○岩木哲夫君　私は吉川さんの御意見は御尤もであらうと思ひます。そういうことはよりよくする意味合いにおきまして適切な御意見だとは思つております。但し本法案を政府が出されたゆえんのもの、趣旨なるものと、この

会期に直面してそういつたことは会期を無限に、相当長期に或いは延長すれば別でありますが、現在の諸般の状態から見て誠に御尤もな御意見であります。その調査をなさんとする御趣旨の点は、本法案の或いは重要部分であるかも知れませんが、必ずしも全部を盡した重要部分の御見解ではない。調査の目的の内容は、それは今日見聞の広い古顔の吉川さんとはより、古顔でない新顔のかたこそ、殊に地方に在任されて余計よく体験されておる実情の観点から見て、それ／＼良識と判断、見聞を広められておる各位においては、よりよいことではあるが、今日の段階においてはそういうことを特に本審査のときに、或いは二、三日前に御提案であつたかも知れませんが、予備審査の当初において出されるならばよいが、相当会議が後半乃至は押詰つて来た今日において、そういうことを出されるということは、何だかそこに割切れないもの生じて来る感じもありますので、適切なお考えだとは思いますが、この際我々はそういつたことはどうであらうか。できる限り従来御見識の深い、御見聞の広い吉川先生はもとより、新たに出られた議員においては、今申上げる通り十分見聞体得されておることにおいて、良識的な御判断で御推考願いますれば足りるとは申しませんが、或いはその辺は行くのではないか、かように思つております。

○委員長(岡本愛祐君) 速記をとめて
下され。

〔速記中止〕

○委員長(岡本愛祐君) 速記を始めて下さい。鈴木さんに申上げますが、前

に相馬君が勸議を出されました賛成の
声が聞えておりますから、一応この委
員会を休憩いたしまして、そうして理
事会を開きたいと思ひます。御異議ご
ざいませんか。

○委員長(岡本愛祐君) それではさよう
にいたします。暫時休憩いたしま
す。

午後三時二十四分休憩

午後三時四十四分開會

○委員長(岡本愛祐君) 休憩前に引續

先ず御報告いたします。先ほど休憩

会を開きました。今後如何にしてこの警察法一部改正法律案を審議して行く

かといふことについて榊談をいたした
のであります。吉川理事から申出があ
りまして、今日の四時半頃から社会堂

のほうで本法案についての特別委員会が開かれました、その会におきまして工

いろいろ社会党の方針を決定すること
にしたい。それで今日は今後の日程に

ついで、の決定を延ばして明日の午前十時から委員長及び理事の打合会を開き

四時半まで一般質問を續けて頂く。本
 日、そしてその案を件々皆様に
 諮りすることにしたい。で今日は

体こういうことに打合せでは案ができたのでございます。御異議ございませ

んか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西郷吉之助君 その十時からとい
のは明日ですか。

○岩木哲夫君 それより先に私お尋ねしたいのは、それは二十八日会期一ぱ

いという前提の下に御協議なさるのか。会期の問題について本委員会が何
か要望することがあるならば、明日の
理事会を待たないでも本委員会におい
て本日は何らかの態度を協議すべきだ

と私は思ふのです。明日の理事会の結果によつてきめるという、明後日は日曜だ、こういうことになりましたから、これは如何でしょうか、先に態度をきめておく必要がありはしないか。

○小笠原二三男君 岩木さんのお話も

御尤もでありませうか。これにぞうし

民主黨のほうで態度を決定しておらうことをお話になさる岩本さんにおいて

ればともかくでありますが、会期延長に關することはこれは各会派におい

態度を決定してもらわなければなら
ん。社会党におきましては我々委員だ
けでこの委員会の意向として決定する

ことは、これは党の統制上できない。
全般的事態を勘案して会期延長の問題

は私どもとしては考えなければなら
ないので、結局は会派に持ち帰つてとい

うことになるわけなのでございますが、そういう余裕も見ることなしに、

ここできめたいという点も置かねばならぬ。ちと御理解を願っておきたいと思ひます。この点やはり岩木さんのほう

す。
○岩木哲夫君 小笠原さんの言われる

のは、それは党の問題であるから、明日の理事会の結果によつて、党の方針に

おいで、それ／＼全般的なものと販
合わしてやるべきだ、こういう御議論

見通し等、審議の要領その他の見通し
 ます。但しこうした重要法案に對する
 見通し等、審議の要領その他の見通し

をつけて、委員会がこの法案を慎重審議して結論を出すまでには、およそど

これはどの日時を要するといふ見通しを早く立てておく必要がある。間際になつてやるという事は、政治的に、又先ほど吉川さんのお叱りを受けたような議論が生れて来るという事は私は面白くないと思ひますから、私はその態度は本委員会が要する態度を一つ御審議願ふことが必要じゃないかと思ひますが、如何でしょうか。

○小笠原二三男君 再三申上げて恐縮でありますが、本委員会が要するものは多分常任委員長の懇談会等において、例えば延長という意向が本委員会できまりますと、委員長が警察法一部改正法案が今会期中では審議はむずかしいといふうな要望になつて来るだろうと思ふのです。そうしますと、これは議運の問題になるわけなんです、結局は会派の態度がきまらない限り、そういう行動は私たちとしてはとれないのであります、今から以後成るべく速かに党の態度をきめて、一つ警察法の審査に不都合の生じないよう各会派でやつて行こうじゃないか。こういうことなら私たちは今から帰ります、でも幹部にも会い、その他手続を踏んで早いところ態度を決定してやつて、こういうことはできるわけなんです。併し今言ふ議運まで持込まれるような要望を我々委員独断でここで意思表示することはできないのであります、如何ほど岩木さんがこのことを主張せられましても、私たちの会派の立場では、もうこれ以上討議には意見を申上げますわけには参らんといふことを申上げておきます。

○鈴木直人君 先ほど理事会で御決定されたことでございますし、又先ほどの委員長の御報告によりますと、明日社会党では態度を決定される特別委員会もあられるのでありますから、そういう決定がない前に審議状況というところをここで話合ふということもどうかと思ひますから、先ほど御決定された通りに今日はやつて頂くというようにお運びになつたほうがいいんじゃないかと考えますが……愚見を申上げておきます。

日社会党では態度を決定される特別委員会もあられるのでありますから、そういう決定がない前に審議状況というところをここで話合ふということもどうかと思ひますから、先ほど御決定された通りに今日はやつて頂くというようにお運びになつたほうがいいんじゃないかと考えますが……愚見を申上げておきます。

〔異議なし〕「いいでしょう」と呼ぶ者あり
○委員長(岡本愛祐君) 実は理事打合会におきましてその点は決定してないのですけれども、それを含めて未決定のまま明日の理事会に持込もうと、こういうことでありますから御了承願ひます。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(岡本愛祐君) それでは別に御異議もないようですから、そういうようにお願いをいたすことにいたします。では警察法の一部を改正する法律案につきまして一般質問をお願いいたします。

○小笠原二三男君 速記をとめて頂きたいと思ひます。
○委員長(岡本愛祐君) 速記をとめて下さい。

〔速記中止〕
○委員長(岡本愛祐君) 速記を始めて、では警察法の一部を改正する法律案の質疑を願ひます。

○石川清一君 五月三日のリッジウエイ司令官のポ政令の改変に関する声明などから考えまして、政府のとつております政令の諮問審査委員会の審議の状況や、過般政府の発表いたしました警察予備隊七、八千名の増員に対する

考え方等から考えまして、現在の警察予備隊の増員をポ政令の改変によりまして、現役軍人の救済その他を含めまして、補充をする考えが八月以後においてあるかどうかということをお尋ねいたします。

○国務大臣(大橋武夫君) 石川委員にお答えを申し上げます。五月三日のリッジウエイ將軍の声明に関連いたしました、現在極く内輪の委員会が開かれておりますが、その審議におきましてはまだ警察或いは警察予備隊等の問題を取上げる段階に至つておりません。警察予備隊につきましては現在約八千名ばかり欠員に相成つております。これは昨年の八月以来募集をいたしまして、ほぼ七万五千の定員を満たしたのでございまして、その後のいろいろな事情によりまして、やめさせる者もあり、或いは予備隊の側からやめさせたという者等がございまして、約八千名ばかりの欠員を生じております。これにつきましては、この秋までに欠員の補充をいたしたい、こう考えておるわけでございます、それがために近く募集を開始いたす手筈になつております。このたびの募集におきまして採用いたしました者は、丁度昨年採用されました者が二年を一区切りといたしまして、勤務をしてもうという話で採用いたしておりますので、今回はその補充の意味で採用をいたしますものでございまして、他の者と同時に一応勤務年限を終るという約束で募集をいたしたい、こう考えておるのではありません。併しながらこのうち約数百名くらいは幹部要員として募集をいたしたいと、こう考えておるのであります、これにつきましては追放解

除になりましたところの若い将校等で希望のあります者は、選考の上で幹部要員として募集をいたすという計画をも包含いたしております。

○岩木哲夫君 ちよつと一点お尋ねしたいのは、警察予備隊の一人当りの年間の経費は幾らに見ておられるか。又今後新しく増員されます国家地方警察官の一人当りの年間経費は幾らに見積られておるか。もう一点は警察学校の一人当り警察官の年間所要経費は幾らに見積られておるか。その点をちよつと明らかにして頂きたいと思ひます。

○国務大臣(大橋武夫君) 警察予備隊の経費は、本年度におきましては約百二十億といふことに相成つております、これで七万五千を賄うことにいたしております。これに對しまして国家地方警察は三万人でありまして、現在きまつております予算の総額は約百二十億といふことに相成つております。

○岩木哲夫君 一人当り幾らになりますか。

○政府委員(加藤陽三君) 国家地方警察のほうの一人当りの年間の費用を申し上げます。二十五年度の予算にもございまして、総額が百六億八千五百四十七万六千円でありまして、警察官吏三万人でこれを割りますと、三十五万六千八百八十三円、更にこれを一万六千六百七十七名の警察官以外の一般職員がおりますので、これを合せた警察官更及び警察職員合計の一人当りを算出をいたしますと二十三万一千五百五十二円といふことに相成ります。

○岩木哲夫君 自警の年間経費は幾らと見ておられるかどうか。そしてこの経費は地方財政委員会に平衡交付金として、警察監督官の立場にありますが役所としてはどういうことを要望されておるか。

○政府委員(加藤陽三君) 私のほうで、自警のほうにお願いをいたしまして頂きました資料によつて推算いたしますと、昭和二十五年度の当初予算であります、総額が百七十九億四百六十二万七千二百四十六円となつております。これを自治体の警察吏員九万五千人で割りますと十八万八千四百七十円、一般職員を含めました十万人と十六万四千七百八十一円といふことに相成ります。自治体警察の経費につきまして国家地方警察のほうから特別に要望したというようなことはございません。

○岩木哲夫君 そこで次にお尋ねしたいのは、国警の一人当り年間所要経費は職員を含む人頭割二十三万何ぼ、自警のほうは一般職員を含めまして人頭割が十六万何ぼだと、こういうことに承るのではありませんか、そういうたしめると国警と自警の装備、例えば被服であるとか諸手当その他ものはどういふ工合にしてこういう相違を来たすのか。

○政府委員(加藤陽三君) 国家地方警察のほうにおきましては、通信施設費、教養費、或いは鑑識施設等におきまして相当の額を必要といたしております。自治体警察におかれましても、これに相応するものはないとは申しませんけれども、例えば教養の費用のごときは全部を通じて年間十億を要しておりますが、これは初任教養、現任教養合せまして自警、国警両方の分をやつておるのであります。勿論警視

庁におきましては初任教養と警部補以下の現任教養はやつておりませんが、それ以下の教養はやはり国警においてやるという建前になっておりますので、これらの経費は自治体警察には必要といたさない経費でございます。又通信費におきましてはやはり二十三億取つておりますが、これは主要幹線の有線、それから短波無線等は全部国警でやつております。これらの施設費及び維持費、使用料というものが莫大な数字に上つておるのであります。又犯罪捜査研究所でありますとかいうような施設も、これは自治体警察に対しても奉仕をする施設であります。国警の施設或いは費用の中には自治体警察に奉仕する、そういう費用が相当含まれております。それを一人当りに割りますからそういう数字に相成るのであります。俸給だけを申し上げますと、警察官の人員費を申し上げますと、警察官吏一人当りの平均は国家地方警察におきましては俸給が八万八千七百七十六円、これは警視庁におきましては十萬一千八百三十二円、東京都の小さな自治体警察でありますが、福生町の警察におきましては十萬三千五百十八円、同じく扶養手当におきましては八千四百円、勤務地手当におきましては、国家地方警察は五千三百四十二円、警視庁は三萬八千九百四十円、福生町におきましては一萬七千七百七十八円、こういうわけでありまして、人員費そのものから考えますと、中小の自治体警察におきましては、国家地方警察と同様に、或いはそれ以下のところもあるうかと存じますけれども、おおよ

ね、殊に大都市の自治体警察におきましては俸給、給与は国家地方警察よりも著しく高くなつてゐる。こういう逆の傾向を示しております。

○岩本哲夫君 人員費においては国警より遙かに自治体警察が高いという、遙かにその程度は別にしまして、これは現在の地域給その他の手当の実情等から見まして、あり得ることだと思ふのですが、そういったしますと、人員費が逆に自治体警察のほうが高いといつておるのに対して、約六万乃至七万おるといふことは、今日までの経過にありまして、又この改正法案が仮に通過いたしましたとしても、それだけ国警のみに施設が充実されて、自警に施設、裝備その他が充実されておらない憾みのある点が多く看取されますが、制度として国警、自警、二つの方法によつて治安を確保しようという、公共の秩序を確保しようというこの建前から見まして、この裝備の、或いは施設の限度につきまして、必ずしも適切を得ておるかどうかは、非常に私たち疑問に思つておるわけでありまして、もう一点は国警のほうは国の予算において、確実に確保される。これに反して自警のほうは平衡交付金において割当される場合について、この平衡交付金の割当につきましては非常にむづかしい、或いは難儀な問題が常になつて、その十分なる交付金の割当の実績を挙げることもできない。で現に今承わります一人当りに対しまして、現在平衡交付金はかなりそれより少額より支給されておる今日、自治体の財政が非常に困難な上に、なお且つ地方財政平衡

交付金でその方面を削除されるというところに、自治体警察の非常なる悩みがあるように見受けられますが、こうした問題に対して政府全体として、これらをやはり国警と自警という二本建で公共の秩序を確保しようという建前から見て、この財政的措置につきまして、或いは施設及び裝備その他の内容につきまして調整をすると思ひますか、適切な方法について政府自身も努力をするという、改善をして行くというふうなお考えがあるかどうか。この点を承わりたいと思ひます。

○國務大臣(大橋武夫君) 国警と自警の一人当りの経費が非常に違つております。主たる理由といたしましては、只今政府委員から申述べました通り、鑑識、通信等の施設というものが、これは現在の警察法の建前そのものが、原則としてこれは国家地方警察において担任すべく交付されておるわけでありまして、これに基いてさうな違いが生じておる、こういう次第でございます。併しながら東京、大阪その他大都市におきましてはやはり相当大きな規模の警察を持つておるのであります。これらの警察におきましては鑑識、通信等につきましてもやはり相當な施設を独自に持つ必要もあつたりますし、又現にさうな傾向に進みつつあるように思ふのでございまして、一般的に全国的に見ますという、やはり規模の大きな国家地方警察において鑑識或いは通信等の裝備は主として代行するという建前に相成るべきものであると、こう考えております。併し

の基準となつております、警察の標準需要額算定の基準となつております数字は、私どももいたしましてこれはなお十分でない。こういうふうに考へておる次第でございます。これは今後におきまして然るべく自治体警察の強化が可能であるような、そういう範囲にまで増額できるようなところへ引上げますように努力をいたしたい、かように存じておる次第でございます。

○岩本哲夫君 もう一点お尋ねいたします。大体総裁の御所見であらましましたか。もう一点お尋ねいたします。これは人事の交流問題についてはどういふお考えを持つておられるのか、この点をお聞きしたい。

○國務大臣(大橋武夫君) 人事の交流ということは自治体警察、殊に小規模自治体警察におきましては相当これについての希望があることをよく承知いたしております。併し現在までの考えといたしましては、警察法改正以来人事の交流を自治体警察と国家地方警察との間において認めますということ、は、自治体警察の規模が小さければ小さいだけ、それだけ国家地方警察に対する自治体警察の従属性と申しますか、独立性をそれだけ妨げるゆゑである。従つて自治体警察が相当成長いたしまして国家地方警察に対して十分な、独自の運用のできまするまでは、できるだけこの自治体警察の自主性を高めるゆゑである。こういうふうに考へまして、現在さうなふうに各自自治体におきましては基本規定等の定めによつて交流を許さないといふふうな建前に相成つておるのであります。併し

ながら原則といたしましては、私はこの考え方は適切であるとは存じますが、併し何分にも人事のことでございまして、これが運用に当りましては、相當のゆとりを付けてまして、さうしてかような弊害がないという場合におきましては、さうな点を十分考慮いたしました上で、或る程度の運用の妙を得るということが却つて適當ではないか、かようにも考へておる次第でございます。この点につきましては現在その得失並びに如何なる範囲においてこれを認めることが弊害を避けるゆゑであるかといふ点等をも含めまして、慎重考究をいたしておるような次第でございます。

○中田吉雄君 こういう問題は、委員会の当初において質問したほうがいいと思つたのですが、機会がありませんでしたのでお許しを願ひたいと思ふのですが、このたび国会に提案されました改正法案と、これに対しまする総司令部の態度をお伺ひしたいと思ふわけでありまして、すべての法案がさうでありますように、総司令部の了承なしには出ないことは明らかであります。特にこの法案につきましては、国家地方警察と自治体警察との間に妥協案を見出されまして、それを以て総司令部と折衝されまして、三者の関係において、この一部改正法案が練り上げられたと思ふわけでありまして、その関係をお伺ひしたいわけでありまして、なぜそういうことをお伺ひいたしますかと申上げますと、私はこのたびの改正法案が出ましてから、一九四七年の九月十六日に出席した警察民主化に関するマツカリーサー元帥の声明を数度に見直しまして読み返してみたのですが、

なから原則といたしましては、私はこの考え方は適切であるとは存じますが、併し何分にも人事のことでございまして、これが運用に当りましては、相當のゆとりを付けてまして、さうしてかような弊害がないという場合におきましては、さうな点を十分考慮いたしました上で、或る程度の運用の妙を得るということが却つて適當ではないか、かようにも考へておる次第でございます。この点につきましては現在その得失並びに如何なる範囲においてこれを認めることが弊害を避けるゆゑであるかといふ点等をも含めまして、慎重考究をいたしておるような次第でございます。

○中田吉雄君 こういう問題は、委員会の当初において質問したほうがいいと思つたのですが、機会がありませんでしたのでお許しを願ひたいと思ふのですが、このたび国会に提案されました改正法案と、これに対しまする総司令部の態度をお伺ひしたいと思ふわけでありまして、すべての法案がさうでありますように、総司令部の了承なしには出ないことは明らかであります。特にこの法案につきましては、国家地方警察と自治体警察との間に妥協案を見出されまして、それを以て総司令部と折衝されまして、三者の関係において、この一部改正法案が練り上げられたと思ふわけでありまして、その関係をお伺ひしたいわけでありまして、なぜそういうことをお伺ひいたしますかと申上げますと、私はこのたびの改正法案が出ましてから、一九四七年の九月十六日に出席した警察民主化に関するマツカリーサー元帥の声明を数度に見直しまして読み返してみたのですが、

なから原則といたしましては、私はこの考え方は適切であるとは存じますが、併し何分にも人事のことでございまして、これが運用に当りましては、相當のゆとりを付けてまして、さうしてかような弊害がないという場合におきましては、さうな点を十分考慮いたしました上で、或る程度の運用の妙を得るということが却つて適當ではないか、かようにも考へておる次第でございます。この点につきましては現在その得失並びに如何なる範囲においてこれを認めることが弊害を避けるゆゑであるかといふ点等をも含めまして、慎重考究をいたしておるような次第でございます。

○中田吉雄君 こういう問題は、委員会の当初において質問したほうがいいと思つたのですが、機会がありませんでしたのでお許しを願ひたいと思ふのですが、このたび国会に提案されました改正法案と、これに対しまする総司令部の態度をお伺ひしたいと思ふわけでありまして、すべての法案がさうでありますように、総司令部の了承なしには出ないことは明らかであります。特にこの法案につきましては、国家地方警察と自治体警察との間に妥協案を見出されまして、それを以て総司令部と折衝されまして、三者の関係において、この一部改正法案が練り上げられたと思ふわけでありまして、その関係をお伺ひしたいわけでありまして、なぜそういうことをお伺ひいたしますかと申上げますと、私はこのたびの改正法案が出ましてから、一九四七年の九月十六日に出席した警察民主化に関するマツカリーサー元帥の声明を数度に見直しまして読み返してみたのですが、

誠に警察民主化に關します玉珠の文書であるというふうに感じまして、たゞを重ねて見ますと非常に感銘に打たれてゐるわけでありまして、ところが、最近におきまして國際情勢その他の情勢からいたしまして、ともすればそういうようなことが容易に変更されるではないかというところが、政府の筋においても流布されてゐるので、私といたしましては、總司令部が一九四七年の九月十六日に提出されたマツカーサー元帥の總理大臣へのあの書簡の基本的な態度を今以て堅持していただけるかどうかというところを、情勢の変化によつてどういふ態度に変わつてゐるかということを知りたいと思つてゐるわけでありまして、戦時態勢を強化いたしましたために、或いはいろ／＼な変更があるではないか。特にアメリカが最初日本のデモクラシー、或いはフロンティアを拓くというような高邁な考えを持つて進駐されたのが、だん／＼と変更されて行くのではないかと、うなことを危惧いたしますので、ともかく政府が折衝されます際にどういふ点を折衝され、總司令部とされどいう点から基本精神から逸脱するものであるから了承し難いというやうなことにつきまして、折衝された経過を掛け値なしに一つはつきり知りたいたと思つてゐるわけでありまして、その点いろ／＼な關係があると思つて、一つ警察民主化のあの書簡が情勢の変化に伴つて、どう変つたつあるかということを知ることによつて、總司令部の基本的な態度も併せて知りたいと思つてゐるわけ、いろ／＼事情があると思つて、御説明願ひたい。

○國務大臣(大橋武夫君) 政府といた

しましては、この問題につきましては、本年の一月に警察法の改正についての希望を總司令部に出したのでございます。もとよりその際におきましてこれは政府といたしまして正式に決定をした案ではございませんが、併し、私といたしましては私的に検討をいたしました一応の改正点についての、私としましての考え付きをその際に併せて申入れた次第でございます。その内容につきましては、今期国会の初めにおきまして、当委員会におきましてその内容を申上げた記憶をいたしてゐるのであります。その主たるものは、第一には國家地方警察の増員、それからこれは約二万人の増員が必要ではないかと当時考へておりました。それから第二には町村自治警察を廢止する途を開きたいということ、それから第三には、自治警察の区域内におきまして、國家地方警察が活動する途を開いて見たいということ、情報も自治警察、國家地方警察相互の間に於いて交換をする。國家地方警察の自治警察に對する応援の費用を國庫の負担にしたい。これらの点がその主たる内容でございます。その後司令部におかれましては、この案の検討を基礎とせられまして、國家公安委員會並びに自治警察の關係者等からいろいろの事情を聴取せられた事實があると思つてゐるわけでありまして、同時に、政府側といたしましては、この案を基礎にいたしまして、國家地方警察の關係者並びに自治警察の關係者から忌憚のな意見を取上げていただき、そうしてこれら關係者のいろ／＼な意見を総合いたしました。又關係者の完全なる了解の下に一案を作つたわけござ

います。その内容が今回提案いたしました内容でございます。この要綱につきましては、この案を提出したの、これに對する日本側におきまして各關係者の論議の内容、意見の内容を附しまして司令部に報告いたします。司令部とせられましては、その自治警察、國家地方警察相互の十分なる協議検討を経て、かような案ができたということにつきましては、これを高く評価せられますと共に、この案の内容について大體了承の趣きを指示せられたわけでありまして、そこで大體この案に對しまして了解を与えられ、その際司令部のいろ／＼な御意向を綜合いたしました結果につきましては、私の判断を申上げます。この案の改正案といふものを承認するに當りまして、司令部當局とせられましては、先ほど御指摘になりましたマツカーサー元帥の警察制度に關する書簡の根本精神といふものは飽くまでも警察民主化のために持続すべきものである。こういう根本的の考えを持つておられるように私としては察しておるわけでありまして、そうしてこの根本的精神が、併しながら運用の上におきまして、實際上の経験を基礎といたしまして、實際上の必要に適合せしめざるために、或る程度の修正を加へられることは、これは當然あり得ることである。併しながら、それは警察民主化の根本精神を損なうごときものであつてはならない。こういうふうな根本的な考えの下に、この問題を検討せられたやうでありまして、そうして、この方針の下にこの修正案は承認すべきものである、こういうふうに見えておられるのではないかと。さうに察知い

たしておる次第であります。

○中田吉雄君 只今お話を聞きました、千九百四十七年の書簡の精神が正しく守られてゐることを伺ひまして大変喜んでおる次第ですが、併し折衝の過程においては總司令部と鋭く對立されたやうな点もあつたやうに伺つてゐます。例えば警察庁を國のほうに移管するといふやうなことがあつたが、GSのビドー氏が許さなかつたといふやうなことが巷間に伝えられてゐるのですが、そういうことも一つの折衝される過程においては政府の意圖されておる改正案にあつたのでございませうか。その辺は……。

○國務大臣(大橋武夫君) 先ほど申し上げました通り、折衝いたしました基礎となつたものは、最後に調整されましたものが參つたわけでありまして、それをその立案のための作業に入ることについてのあらかじめの了解を得まして、そうして司令部の了解の下に關係者と協議をして、この法案の要綱を決定するやうな運びにいたしましたわけでありまして。

○中田吉雄君 次にお伺ひしたい点は、たくさん犯罪統計の資料を頂きまして、いろ／＼検討いたしまして考えさせられる多くの点があるわけでありまして、その際私といたしましては、第三次吉田内閣が成立いたしましたしてから犯罪が顯著に殖えておるといふ事實でございます。刑事部の調査統計課から頂きました「最近における犯罪の発生及び検挙状況表」というのをもらひまして、二十三年、二十四年、二十五年と對比いたしますと、例へば昭和二十五年の犯罪数は二十四年に対するパーセンテージは兇惡犯におきまして一〇四%、粗暴犯におきまして一三七%、知能犯におきまして一二二%、その他刑法犯罪が一三二%といふふうになりまして、一九四九年の二月十六日に、二百八十五名の絕對多數を以て成立いたしました第三次吉田内閣が成立して、政局といたしましては最も安定した内閣であるわけでありまして、この犯罪はその二カ年間に於きまして決して減少してゐないといふこととあります。いつ頃でしたか、第三次吉田内閣の成立二周年の祝賀を盛大にやられたやうに伺つておるわけでありまして、絕對多數の吉田内閣の裏にこ

○国務大臣(大橋武夫君) 統計を基礎

にしての御議論でございまして、その統計そのものはたしかにお示しのごとき数字を示しておるのであります。ただこの間に言い得ることは、従いましてそういう犯罪が多数発生をいたしたということだけはこれは言い得るわけでありまして、但しその場合におきましても、一般犯罪におきましては御指摘の期間は従来の期間に比較いたしますと非常に減つておる。ただ兇悪犯につきまして逆の結果が現われておる。こういう事実はこれは統計でありまして動かすことのできないところであると存するのであります。ただこれにつきまして、その原因はどういう点にあるか、これは犯罪というものはひとりと政治には原因があるわけではなく、経済上、社会上各種の原因が相織合いたしまして、その結果としてかような社会悪が現われておる、こう存するのであります。これをひとりと政治の面におきまして責任があるのではないかと結論を早急に出すことにつきましては、これは多数のかたの間の間にもいろいろ御議論があるところではなからうかと思つておる。要は、さういふ犯罪が発生しておるといふことは事実でありまして、これの責任がどうなつておるかというところに相成りますと、一方面的原因のみを捉えて、そこに直ちに結論をつけることは困難ではなからうかと思つておる次第であります。

○中田吉雄君 ほかのほうの犯罪が減少したと申されましたが、私のこの頂きました犯罪統計におきましては、さつき申上げましたように兇悪犯 粗暴

犯、知能犯、その他の刑法犯というものが全部減つておる。僅かに窃盗と風俗

犯が減少しておるといふような状態でありまして、私といたしましてはやはり国民生活の安定と向上がならないために起きておる点が多いと思つておる。ところが一方におきましては、特需景気の他にしまして、例へば大銀行にいたしまして、この当期の利益金というものは、前期に比べますと殆んど五〇%も増えておる。富士銀行のごときは当期の利益金が十四億であつて、前期の九億二千万円に比べると五二%も増えておるといふように、一方には富の集中が行われ、他方におきましては低賃金或いは低賃金というふうなことから、これはこの生活の不安の現われであつて、こういうこととから考へて見ますと、むしろ吉田内閣が退陣されるのが最良の治安対策ではないかと思つておるわけでありまして、この点を見解の相違にもなると思ひますので、打ち切りたいと思ひます。

次にお尋ねいたしたい点は、このたびの警察法の一部改正を以て、いろいろ問題になつておる犯罪捜査につきましては懸案が解決されるかどうかという点でございまして、具体的な例を申上げて見ますと、選挙の違反でございまして、如何にも自治体警察が無能で腐敗し、警察機能が低いようにいわれておるわけでありまして、この点は私は必ずしもそうでなく、重大な問題を含んでおると思つておる。その一番いい例といたしまして、地方選挙に際しまして大橋法務総裁が鳥取県において申上げましたが、その具体的な例を申上げて、国家地方警察も必ずしも機能を果していないということを申

上げたと思つておる。総裁におかれましては鳥取県においてになりまして、八頭郡で三人の立候補者の応援をなされたことを承つておりまして、具体的な例を申上げますと、定員五名のところに十二名立候補いたしました。百万円以上の選挙費用を使つたものが七人ございまして、特に一番多額に使つた自由党の候補者はどんなに少く見積つても百五十万円乃至二百万円使つたと称されておる。その人はトラックに乗りまして田圃を歩きまゐり、おじいさんが野良で働いておると直ちに降りて、おじいさん小遣千円、何々候補ですと云つて、ずつとそういふふうによりまして三千票近く取りましたが、又大橋法務総裁の大臣の援助を以ていたしまして落選いたしました。が、(笑聲)とにかくそのかたが全県下におきまして最もたくさん選挙費用を使つた例であります。県会議員の選挙に二百万円ぐらゐ使つておるわけでありまして、私が或る農家で私の支持しておる運動員と奥の間で作戦会議をやつておりましたとき、その運動員がおいでになりましたとき、投票するといふ署名捺印をしてくれた人には千円を出すといふやうなことを言つて、その人が買収、懐柔、腐敗の限りを盡した選挙をやつておるといふことは世間周知の事実であります。ところが、国家地方警察はこれに對しまして一指も染めることができていないわけでありまして、鳥取の八頭郡は二十五町村であります。自治体警察は私のほうの一町でありまして、あとは全部国家地方警察がありまして、先般一千万円以上の立派な庁舎を建て、たくさんのお優秀な職員もいるわけでありまして、殆

んどこういう選挙違反、事実上の違反が検挙されていないわけでありまして、鳥取県の八頭郡におきましては、検挙せられておるのは選挙費用の使い方の少ない人が検挙されているという状態なのであります。大橋法務総裁がそういう実質的な選挙違反をした人を応援されたことについて、どうその責任を負われるかといふことはあえて問ひませうが、これは重大な問題であります。そういうふうにして十二人の立候補者の中

で、七人までは百万円以上の選挙費用を使つて、至るところで懐柔と買収がなされておるにもかかわらず、それが国家地方警察において一指も染めることができていないといふことは、私は警察制度の改正の問題については基本的に問題であると思つておるわけでありまして、こういうことを考へますと、私はこのたびの改正法によつてこういう問題がどう解決されるであらうか。私は警察法の一部を今度改正いたしましたものではなからうかと思つておるわけでありまして、こういう点が随所でありまして、必ずしもこの自治体警察だけが弱小であり、無能であり、スキヤンダルがあり、無能であるといふことは言い得ないわけでありまして、そういう点が私の散見いたしました例であります。が、このたびの警察法の改正で十分対処し得るかどうか。例へばなほ懸案中の共産党の進行している人々も、この程度の改正で問題が解決するかといふやうな点についてお伺ひしたいと思つておる。であります。

○国務大臣(大橋武夫君) 警察権の運用につきましては、国家公安委員会において責任を以て運用しておられるのでございまして、その運用の内容につきましては私よりとやかく申上げることには遠慮して頂きたいと思ひます。

○中田吉雄君 公安委員会が運営管理するわけでありまして、全国的にそういうことが自治体警察におきましては、国家地方警察においても行われておるわけでありまして、この運営管理という面と離れて、こういう問題に果して、このたびの警察法の改正で十分対処し得るかどうか。例へばなほ懸案中の共産党の進行している人々も、この程度の改正で問題が解決するかといふやうな点についてお伺ひしたいと思つておる。であります。

○国務大臣(大橋武夫君) 政府といたしましては現行警察制度の欠陥を是正いたしました。国家地方警察並びに自治体警察双方の協力によつて国内治安の万全を期したい、こういう趣旨を

ますが、とにかく大橋法務総裁は三人に応援されましたが、二人落ちまして一人だけ一番少い票で(笑聲)当選したわけでありまして、ともかく大橋法務総裁が応援されました人が、鳥取県下におきまして最高の選挙費用を使つて、そしてその地域に国家地方警察の郡の本部がありまして、最も警察機能が充実している所にもかかわらず、それらについて一指も染めることができなかった。むしろ挙げられておる人は選挙費用の使い方が少い人であるといふやうな点につきまして、大橋法務総裁はどういうお考えを持つておられるか、お伺ひしたいと思つておる。であります。

○中田吉雄君 公安委員会が運営管理するわけでありまして、全国的にそういうことが自治体警察におきましては、国家地方警察においても行われておるわけでありまして、この運営管理という面と離れて、こういう問題に果して、このたびの警察法の改正で十分対処し得るかどうか。例へばなほ懸案中の共産党の進行している人々も、この程度の改正で問題が解決するかといふやうな点についてお伺ひしたいと思つておる。であります。

○国務大臣(大橋武夫君) 政府といたしましては現行警察制度の欠陥を是正いたしました。国家地方警察並びに自治体警察双方の協力によつて国内治安の万全を期したい、こういう趣旨を

ますが、とにかく大橋法務総裁は三人に応援されましたが、二人落ちまして一人だけ一番少い票で(笑聲)当選したわけでありまして、ともかく大橋法務総裁が応援されました人が、鳥取県下におきまして最高の選挙費用を使つて、そしてその地域に国家地方警察の郡の本部がありまして、最も警察機能が充実している所にもかかわらず、それらについて一指も染めることができなかった。むしろ挙げられておる人は選挙費用の使い方が少い人であるといふやうな点につきまして、大橋法務総裁はどういうお考えを持つておられるか、お伺ひしたいと思つておる。であります。

○中田吉雄君 公安委員会が運営管理するわけでありまして、全国的にそういうことが自治体警察におきましては、国家地方警察においても行われておるわけでありまして、この運営管理という面と離れて、こういう問題に果して、このたびの警察法の改正で十分対処し得るかどうか。例へばなほ懸案中の共産党の進行している人々も、この程度の改正で問題が解決するかといふやうな点についてお伺ひしたいと思つておる。であります。

以て只今改正案の御審議をお願いいたして、おる次第でありまして、政府といはしましてはこの改正案によりまして、あらゆる犯罪についての警察機能を十分に発揮できるものと期待をいたし、又この改正案の運用に当りましては、あらゆる努力をいたしましてこの期待に副うように努めなければならぬ、い、かような決意を持つておる次第であります。

西郷吉之助君 鈴木 直人君 岩木 哲夫君 石川 清一君 大橋 武夫君 齋藤 昇君 加藤 陽三君 関口 隆克君 武井 群嗣君 福永興一郎君

○委員長(岡本愛祐君) 御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(岡本愛祐君) 御異議ないと思えます。
それでは本日はこの程度で散会いたします。

五月二十四日日本委員会に左の事件を付託された。
一、警察法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は五月十一日)
一、警察法中一部改正に関する請願(第一八六七号)
一、旅館の宿泊に対する遊興飲食税減免の請願(第一八六八号)
一、平衡交付金増額に関する請願(第一九五七号)
一、市町村民税減免規定運用適正化に関する請願(第一九七五号)
一、公職選挙法中一部改正に関する陳情(第四二二二号)
一、消防強化に関する陳情(第四二四号)
一、警察法中一部改正に関する陳情(第四三二二号)

午後四時四十五分散会
出席者は左の通り。
委員長 岡本 愛祐君
理事 堀 末治君
吉川 末次郎君
竹中 七郎君
委員 高橋 進太郎君
安井 謙君
小笠原 三男君
相馬 助治君
中田 吉雄君

第一八六七号 昭和二十六年五月十四日受理
警察法中一部改正に関する請願
請願者 大阪市東区杉山町大阪市警視庁内大阪警察区
内自治体公安委員会連合協議会内 神宅賀壽
紹介議員 岩木 哲夫君
今期国会に提出を伝えられている警察法改正案によつて、かねて自治体警察側が希望した人口五千未満の町村といえども警察を維持する市町村と共同して組合警察を設置することができ、この法制化については何等考慮されていないのは、はなはだ遺憾であるから、地方自治を主眼とする憲法の精神にそい、自治体警察を育成強化するため、人口五千未満の町村についても自治体警察を維持する町村と共同して組合警察を維持し得る道を開かれないとの請願。

第一八六八号 昭和二十六年五月十四日受理
旅館の宿泊に対する遊興飲食税減免の請願
請願者 札幌市北一条西三ノ三北海道旅館商業協同組
合理事長 佐々木徳三郎
紹介議員 有馬 英二君
旅館における旅客の生活は、家庭生活の延長であり、明日の活動にそなえて安息する公共的機関であるから、旅館の宿泊に対する遊興飲食税を全廃もしくは減額せられたいとの請願。

第一九五七号 昭和二十六年五月十一日受理
平衡交付金増額に関する請願
請願者 鳥取県議会議長 濱口 虎太郎外二名
紹介議員 中田 吉雄君
昭和二十六年度の地方財政平衡交付金では、給与ベース改訂実施はもち論義務教育費用等に要する財源のねん出はほとんど不可能であるから、地方財政平衡交付金を増額せられたいとの請願。

第一九七五号 昭和二十六年五月十八日受理
市町村民税減免規定運用適正化に関する請願
請願者 東京都新宿区戸塚町四
丹羽寒月
紹介議員 岡本 愛祐君
地方税法第三百二十三条に市町村長は、天災その他特別の事情がある場合において、市町村民税の減免を必要とするに認め、貧困により生活のため公私の扶助を受ける者、その他特別の事情がある者に限り当該市町村の議会の議決を経て、市町村民税を減免することができると規定されているにもかかわらず、実際の取扱は地方自治体財源確保に急なあまり同条ならびに地方税法の運用に開して、地方財政委員会が地方自治体に指示した市町村条例(準則)の規定の趣旨を無視して運用されているから、政府の責任において地方自治体に対し減免規定の適正な運用につき適当なる指導上の措置を講ぜられたいと共に、不当なる課税については新たに地方税法上の救済手段を講ぜられたいとの請願。

第四二二二号 昭和二十六年五月十六日受理
公職選挙法中一部改正に関する陳情
陳情者 青森県東津軽郡新城市 石江平山一九国立療養所松丘保養園内 鎌田 誠
今回公職選挙法の改正によつて、らい療養所内では立候補者の立会演説あるいは政見発表はできないことになったが、らい療養所で療養する患者は、限られた地域外には一歩も自由に外出を許されないものであるから、らい療養所内で立会演説あるいは政見発表が行われないとすれば、これらの選挙は目隠しされた盲目的選挙であり、折角与えられた選挙権の行使も充分に生かすことができないのは遺憾であるから、らい療養所内で政見発表演説会を行うことができるよう、公職選挙法第一六一条および第一六六条の一部を改正せられたいとの陳情。

第四二四号 昭和二十六年五月十八日受理
消防強化に関する陳情
陳情者 新潟県庁総務部消防課 内財団法人新潟県消防協会 岡田正平
市町村の防火用水利施設に対し国庫補助されることになったが、補助金額が少い上に、交付が大都市に集中されるおそれがあるから、補助金のわくを拡大されと共に市町村への交付は都道府県知事に一任され、また各市町村の自動車ポンプ購入費に対しても補助金を交付する措置を講ぜられたいとの陳情。

第四三一号 昭和二十六年五月十八日受理

警察法中一部改正に関する陳情

陳情者

東京都千代田区霞ヶ関

一ノ二警視庁内全国自

治体公安委員会連絡協

議会事務局内 小畑惟

清

現在警察を設置しておらない町村も、現に警察を維持する隣接自治体と共同して、組合警察設立が可能となるよう、警察法を改正せられたいとの陳情。